

## 建築物省エネ法 認定手数料の例

### ◎エネルギー消費性能向上計画の認定（容積率の緩和）

（単位：円）

用途	床面積等		認定申請 手数料	変更認定申請 手数料
住宅	一戸建ての住宅		5,000	2,500
	上記 以外	～300㎡未満	11,000	5,500
		300㎡以上～2,000㎡未満	23,000	11,500
		2,000㎡以上～5,000㎡未満	52,000	26,000
		5,000㎡以上～	94,000	47,000
非住宅	～300㎡未満		11,000	5,500
	300㎡以上～1,000㎡未満		19,000	9,500
	1,000㎡以上～2,000㎡未満		31,000	15,500
	2,000㎡以上～5,000㎡未満		94,000	47,000
	5,000㎡以上～10,000㎡未満		149,000	74,500
	10,000㎡以上～25,000㎡未満		188,000	94,000
	25,000㎡以上～		235,000	117,500

※この一覧は熊谷市が提出先になる場合で、技術的審査の適合証の提出があった場合の手数料です。

※住宅部分と非住宅部分を有する複合建築物の場合は、それぞれの部分の床面積の合計による手数料を合算してください。

（例）住宅部分500㎡+非住宅部分1000㎡=23,000+31,000=54,000（円）